

# 国土交通省成長戦略 ICTを活用した歩行者指導支援

## 特別な支援を必要とする人々の ニーズと国の課題

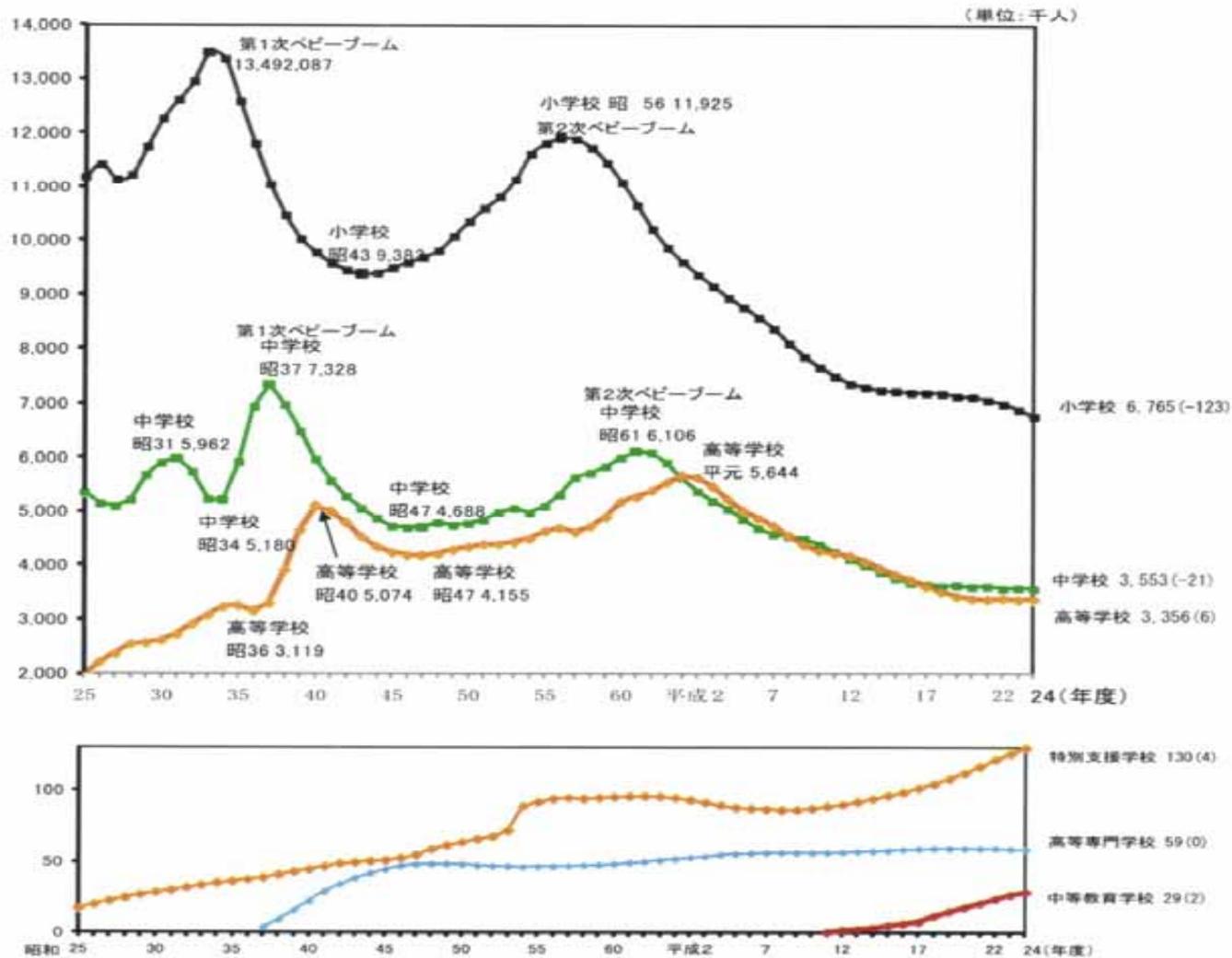
平成25年11月19日 14:00 - 15:30

東京福祉大学 立松英子

# 今後の普及に向けての 基本的な方針について

- 多様なニーズにどう対応するか -

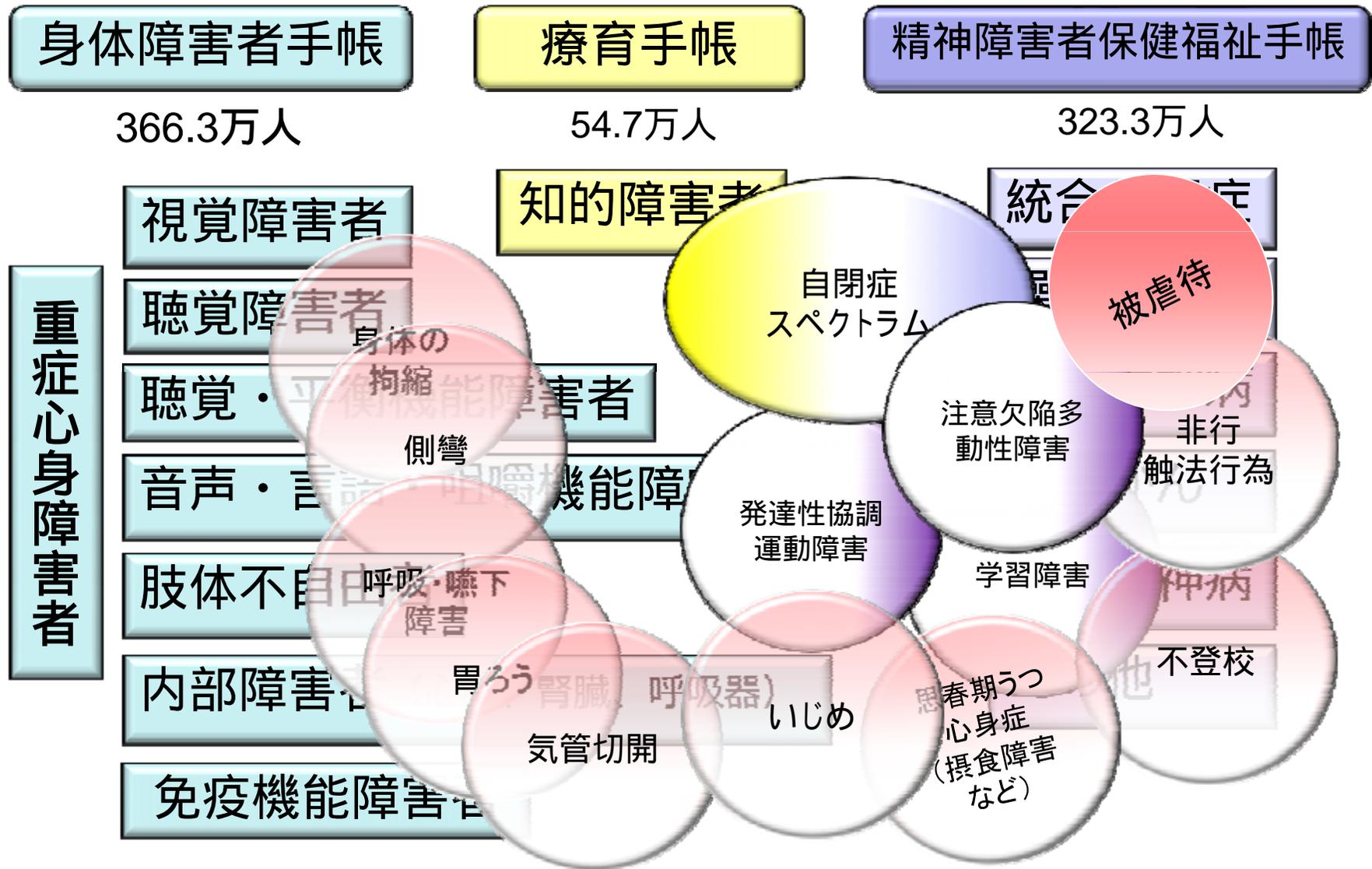
# 障害のある子どもが増えている



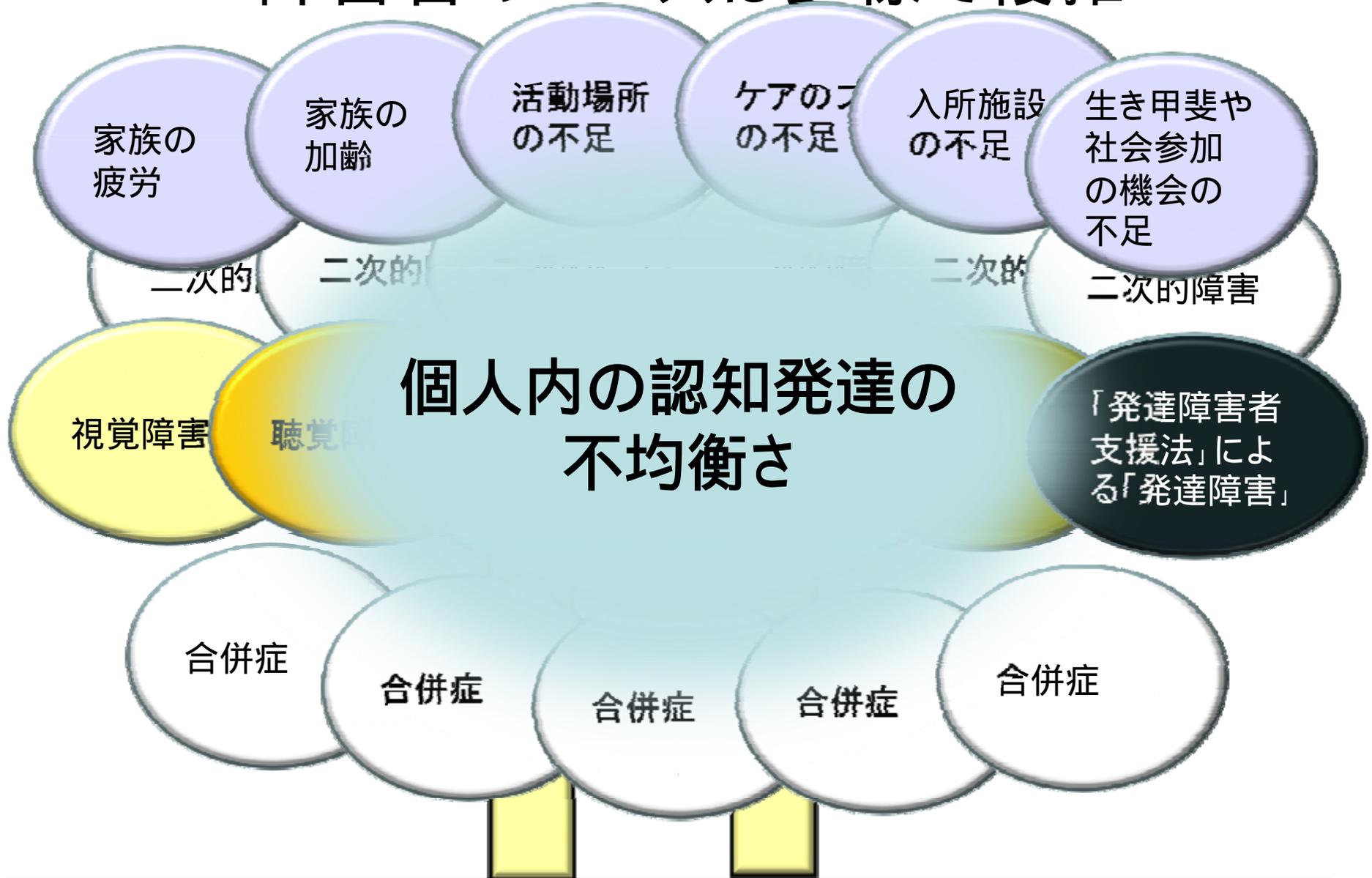
- (注) 1 ( )内の数は、前年度からの増減値(単位:千人)である。  
 2 特別支援学校は、平成18年度以前は盲学校、聾学校及び養護学校の計である。  
 3 大学の在学者には、専攻科・別科の学生、聴講生等を含む。

過去6年間において、特別支援教育を受ける児童生徒数が急速に伸びており、その増加数は、毎年1万人を超えている。(平成21年度 文部科学省学校基本調査より)

# 手帳の分類による障害の種類 (厚生労働省, 2012)



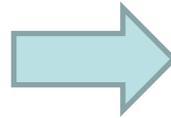
# 障害者のニーズは多様で複雑



# Focus on the Person First

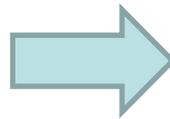
障害特性の知識は必要だが、  
手だては個に応じたもの

自閉症児  
Autistic child



自閉症を伴う佐藤さん  
Mr. Satoh with  
Autism

ADHDである  
He is ADHD



佐藤さんはADHDをもっている  
Mr. Satoh has ADHD

# 隠したいのか、 知ってほしいのか



「愛のワッペン企画」吉田昌子さん

<http://www.geocities.jp/musicmarch1212/>

適切なサービスを受けるためには、  
明確な診断・アセスメントと**意思表示**が必要

# 障害は個性か

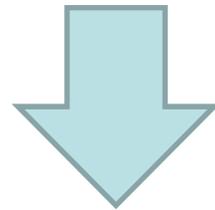
「**平等な**社会参加のためには  
**特別な**支援が必要な個人」  
として認識されることが必要

# 障害は不幸か

幸福度の尺度は本人の心の中にあり  
本人の尺度はしばしば環境に影響される

障害(何が本人の社会参加を妨げているか)  
が見えたと支援につながりやすい

白杖や車いすを使っている



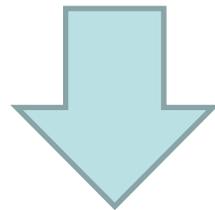
移動が困難

支援が必要

見えない障害は差別や誤解につながりやすい

抽象化が困難

(見えないものを想像しにくい)



先のことが見えない

優先順位をつけられない

気持ちの切り替えが難しい

不安になりやすい  
待つことができない  
周りに合わせて自分を変えられない



わがまま・自己主張が強いなど  
本人の心がけの悪さや  
しつけの悪さと受け取られやすい

# 普及段階における 国の役割について

- Gov.2.0を基本理念として、  
国は何を整備するか -

# 障害者の権利に関する条約

Convention on the Rights of Persons with  
Disabilities

(2007年署名、批准に向けて法整備中)

## 合理的配慮 (第2条「定義」より)

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

## 「第2条「定義」より

「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、触覚を使った意思疎通、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。

ユニバーサルデザイン:あらゆる感覚（**触覚、嗅覚、運動感覚**、視覚、聴覚）に対応するサービスを用意し、国全体の意識を高めながら・・・  
合理的配慮(個に応じた対応):「**本人（や家族）の申告に応える、本人（や家族）が選択できる**」形で提供すること。

- ・ 個のニーズを一瞬で把握するシステム
- ・ 災害時などには、その個人情報を一瞬で共有して支援につなげるシステム

**ICTが貢献する**

# 法整備：国の施策が現場を変えた例

## 重点施策実施5ヵ年計画(2002)

## 特別支援学校学習指導要領(2008)

少なくとも特別支援学校では、全員に「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」(指導カルテ)が作成されるようになった。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

(2007:知的障害者の雇用の義務化 2013:民間企業の法定雇用率1.8% 2.0%へ))

障害者の雇用の促進し、大企業では「特例子会社」をつくるきっかけになった。また、実際の雇用を通じて障害者理解が進んだ。

## 障害者虐待防止法(2011)

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待に分け、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待防止等のための責務を課した。発見したときの通報の義務、48時間ルールなど、児童虐待や高齢者虐待と同様に対応のスキームが確立された。

# 国の施策が現場を変えた例

「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(2004)  
特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について(2011)  
介護福祉士法の一部を改正する法律(2011)

違法性の阻却・・・介護福祉士や特別支援学校の教員が  
条件付きで

- ・口腔内の喀痰吸引
  - ・鼻腔内の喀痰吸引
  - ・気管カニューレ内部の喀痰吸引
  - ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の注入
  - ・経鼻経管栄養の注入
- ができるようになった。

重度で重複する障害のある人の社会参加の機会が増え、保護者の付き添いが減り、訪問教育対象者は格段に減った。

# 東京オリンピック ・パラリンピックへの 対応について

- 「合理的配慮」の実現に向けた  
7年間の準備への提案 -

# 心のインフラ整備

## 政府キャンペーン

対応の基礎や緊急時の専門機関との連携  
方法などを共有する

皆が・そこそこ・無理をせずに・さりげなく・見守る

必要な時に程よい援助をする

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法) 2013.6.26公布、2016.4.施行(予定)

- ・施設へのアクセス・利用
- ・移動および交通手段
- ・情報アクセス
- ・意思疎通での正当な便宜
- ・個人情報保護
- ・国家及び地方自治体の義務



今後の行方は？

緊急時への対応・他省庁との連携

\* 医療ネットワークの構築・医師の研修

\* 障害者・高齢者緊急ダイヤルの設置

\* 携帯・スマホからの個人情報送信アプリ

の開発 救命救急システムとの連携

\* コンビニや交番等への対応設備の設置

\* 「違法性の阻却」項目の検討と応急処

置の研修(誰もが救えるしくみづくり)

## 企業との連携

\* ニーズが自動的に伝わるICカードの開発

(PASMO, Suica, ICOCAの障害者版, 外国人版)

\* 車いすから降りて休むためのスペースや、

必要なものを備えた休憩室の設置

\* 直接観覧席に行くための、駅から会場までの

シャトルバスの運行

\* ドクターヘリの発着場の建設